

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
(NPO活動促進室) 一
- 有害図書類の指定  
(青少年課) 一
- 昭和四十四年宮城県告示第百八十七号(乗駒国定公園事業の一部決定)の一部改正  
(観光課) 一
- 県営土地改良事業の換地処分  
(農村整備課) 二
- 道路の供用開始  
(道路課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出  
(北部地方振興事務所) 二
- 定期監査結果に対する措置の公表  
(公安委員会) 三
- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 八
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 八

## 告 示

○宮城県告示第千八百八号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 日本ノルディックフィットネス協会

代表者の氏名 三浦 望慶

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区水の森三丁目二十四番一号 仙台フィンランド健康福祉センター 研究開発館

三 定款に記載された目的

本協会は、国際ノルディックウォーキング協会(以下INWA)から公認された協会として、ノルディックフィットネススポーツに関する事業を行い、健康増進を推進することによって、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十八日

○宮城県告示第千八百九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	月刊クリーム 一月号 03299・1	ワイレア出版(株)
二	同	コミックキヤー! vol.1 03862・1	(株)松文館
三	同	DVDルージュ vol.1 01746・01	サニー出版(株)
四	同	アクションピザツDX 一月号 11463・1	(株)双葉社

二 指定理由

図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千八百十号

昭和四十四年宮城県告示第百八十七号(乗駒国定公園事業の一部決定)第一号アの表中、「荒雄湖線道路」の施設の規模を別紙関係書類のとおり変更し、平成二十年十二月十六日から施行する。

別紙関係書類は、省略し、宮城県庁(経済商工観光部観光課)、宮城県北部地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所、大崎市役所及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

○宮城県告示第千百一十一号  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区

河南二期地区

二 換地処分の年月日

平成二十年十二月五日

○宮城県告示第千百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大塩小野停車場線	東松島市矢本字六尻一番一地从先から同市矢本字六尻六番一地从先まで	平成二十年十二月十八日

○宮城県告示第千百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二迫川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十年十一月二十八日	青木里美	三 栗原市栗駒稲屋敷宝領西百七十九番地	理事
平成二十年十一月二十八日	千葉道雄	栗原市栗駒文字山口八十六番地	理事
平成二十年十一月二十八日	高橋卓司	栗原市栗駒桜田堰根四番地	理事
平成二十年十一月二十八日	菅原一夫	栗原市栗駒文字東戸井沢二十三番地四	理事
平成二十年十一月二十八日	高橋宏直	栗原市栗駒菱沼広町七番地	理事
平成二十年十一月二十八日	小野寺達郎	栗原市鶯沢北郷朴洞十番地	理事
平成二十年十一月二十八日	白鳥慎悦	栗原市築館字黒瀬北向三十二番地	理事
平成二十年十一月二十八日	熊谷孝一	栗原市鶯沢南郷坂下十三番地	理事
平成二十年十一月二十八日	木村昭一	栗原市栗駒渡丸大神前九番地一	理事
平成二十年十一月二十八日	後藤國夫	栗原市栗駒桜田江端二十一番地	理事
平成二十年十一月二十八日	後藤利孝	栗原市鶯沢袋欠畑前二十五番地	理事
平成二十年十一月二十八日	吉尾三郎	栗原市栗駒八幡沖西六十一番地三	理事
平成二十年十一月二十八日	鈴木岩男	栗原市築館字黒瀬下屋敷五十九番地一	監事
平成二十年十一月二十八日	高橋帝雄	栗原市鶯沢南郷飯の森十番地	監事
平成二十年十一月二十八日	菅原義幸	栗原市栗駒桜田古戸十番地	監事
平成二十年十一月二十七日	青木里美	三 栗原市栗駒稲屋敷宝領西百七十九番地	理事
平成二十年十一月二十七日	千葉道雄	栗原市栗駒文字山口八十六番地	理事
平成二十年十一月二十七日	高橋卓司	栗原市栗駒桜田堰根四番地	理事

平成二十年十一月二十七 日	菅原 一夫	栗原市栗駒文字東戸井沢二十三番地四	理事
平成二十年十一月二十七 日	高橋 宏直	栗原市栗駒菱沼広町七番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	小野寺 達郎	栗原市鶯沢北郷朴洞十番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	白鳥 慎悦	栗原市築館字黒瀬北向三十二番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	熊谷 孝一	栗原市鶯沢南郷坂下十三番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	木村 昭一	栗原市栗駒渡丸大神前九番地一	理事
平成二十年十一月二十七 日	後藤 國夫	栗原市栗駒校田江端二十一番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	後藤 利孝	栗原市鶯沢袋欠畑前二十五番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	吉尾 三郎	栗原市栗駒八幡沖西六十一番地三	理事
平成二十年十一月二十七 日	鈴木 岩男	栗原市築館字黒瀬下屋敷五十九番地一	理事
平成二十年十一月二十七 日	高橋 帝雄	栗原市鶯沢南郷飯の森十番地	理事
平成二十年十一月二十七 日	高橋 勝	栗原市鶯沢袋田下田一番地	理事

**監査委員**

○宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年12月16日

宮城県監査委員 畠 山 和 純  
 宮城県監査委員 袋 佐 正  
 宮城県監査委員 遊 勤左衛門  
 宮城県監査委員 谷地 森 涼 子

1 監査委員の報告日

平成20年9月26日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成20年10月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 私学文書課

イ 監査委員の報告の内容

私立学校運営費補助金において、交付条件等が守られていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

私立学校運営費補助金交付対象の古川学園高等学校（学校法人古川学園）において、必修科目の未履修の問題が発覚したことから、同校への同補助金の約10%減額を行ったもの。

・減額交付決定日 平成20年5月20日

・補助金減額額 31,800,000円

ロ 措置の内容

古川学園高等学校の必修科目等の未履修問題については、未履修の疑いの報道を受けて学校法人からの聴き取り調査や現地調査を実施し、一部の教科・科目に未履修等があったことを確認したので、文部科学省と協議のうえ履修計画の作成や再発防止策策定等について指示し、理事長及び校長に対しては厳重に指導を行った。

また、私立学校運営費補助金の減額規定に基づき平成19年度の補助金を10%減額し、減額分については2月議会において減額補正し、適切に処理した。

私立学校の適正な運営については、これまで私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校実態調査（毎年度実施）や私立学校運営状況現地調査（おおむね3年に1回）等の機会を捉えて指導してきているが、平成20年度からは私立学校運営状況現地調査において重点調査項目を設定するなどして指導に努めている。

(2) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 3,180,824,481円

過年度分 4,320,586,113円

合 計	7,501,410,594円
・平成18年度収入未済額	
現年度分	1,984,271,881円
過年度分	4,526,313,666円
合 計	6,510,585,547円

□ 措置の内容

平成19年3月に策定した「宮城県収確保対策3か年計画」により、各県税事務所に収入未済額の縮減目標を設定させるとともに、「県税滞納額縮減対策本部」の下財産調査や差押えなどの縮減対策事業を着実に実行するよう進捗管理をするなど、大幅な収入未済額の縮減目標達成に向けた取り組みに努めている。また、各県税事務所においては、定期的に滞納事案検討会を開催しているが、当課においても同席し、適切な債権管理に向けた指導、助言を行っている。

(3) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分	269,860,824円
過年度分	469,379,694円
合 計	739,240,518円

・平成18年度収入未済額

現年度分	200,087,826円
過年度分	484,981,983円
合 計	685,069,809円

□ 措置の内容

「平成20年度県税事務実施計画」に基づき、滞納整理の早期着手と事案に即した滞納整理に努め、自動車税の集中滞納整理、預貯金等の債権差押え、差押え動産のインターネット公示を実施するとともに、休日・夜間納税相談窓口を開設し、収収の確保と滞納額縮減を図っている。

(4) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに

適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分	240,493,420円
過年度分	349,548,330円
合 計	590,041,750円

・平成18年度収入未済額

現年度分	148,373,208円
過年度分	340,063,545円
合 計	488,436,753円

□ 措置の内容

滞納整理の早期着手と事案に即した早期の納付催告や電話加入権及びダイヤルボックスを活用した自動車の差押え、差押え財産の公示を実施するなど収入未済額の縮減に努めている。

また、滞納整理強化月間等を設定して全所体制による滞納整理を実施するとともに、休日・夜間納税相談（滞納整理）窓口を開設し、収収の確保と滞納額縮減を図っている。

(5) 廃棄物対策課（竹の内産廃処分場対策室）

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債権者に対して措置命令するとともに納付命令しているものの、納付されず、措置命令等取消訴訟を提起されるという状況にあり、引き続き適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分	8,812,082円
過年度分	87,816,164円
合 計	96,628,246円

・平成18年度収入未済額

現年度分	4,847,065円
過年度分	82,969,099円
合 計	87,816,164円

□ 措置の内容

債権者と面談等を行うことにより納付を促すとともに、債権者に対する強制徴収を検討する

ため、県内に本支店のある23金融機関に対して、預金残高状況や取引履歴を照会（H20.7.24）したり、居住市町村に対して、固定資産税の課税状況や所得（課税）証明等を照会（H20.8.7）している他、法務局で不動産登記簿の確認をしているところであるが、現在のところ、優良な資産等は確認されていない。

また、措置命令等の取消訴訟については、法廷の場で処分の正当性を主張していくことになる。

なお、現在、口頭分論に向けて弁論準備手続が行われているところである。

(6) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

介護福祉士等修学資金貸付金償還金において、前回監査での指摘事項を改善せず、履行延期特約等申請の処理を長期間放置し、かつ、償還金の未調定額を累積させているので、直ちに適正な事務処理を行うとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

前回、1ヶ月分の償還金72,000円は調定したが、11ヶ月分の償還金792,000円が調定遅滞であったため指摘した。今回、72,000円は収納したが、残り1,656,000円は調定されず、かつ履行延期の処理がされていなかったもの。

・金額 1,656,000円（平成18年5月～平成20年3月分）

ロ 措置の内容

債務者2名と折衝し、計画的な償還の意思を確認した。本年11月からの計画的な償還（分割払い）の開始をゆとして、履行延期特約等申請、調定等の所要の手続きに着手した。

今後は、事務処理の遅滞がないよう特に留意するとともに、関係規程に基づき適正に償還に係る事務処理を行う。

(7) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 5,755,860円

過年度分 76,198,186円

合 計 81,954,046円

・平成18年度収入未済額

現年度分 1,387,440円

過年度分 76,142,154円

合 計 77,529,594円

ロ 措置の内容

返納未済のある債務者については、電話や文書による督促を行うとともに、一括返済の困難な債務者については、分割納入の指導を行うなど収納の促進に努めてきた。

平成20年6月30日に策定した児童扶養手当給付費返還金に係る滞納額縮減に向けた行動計画に基づき、今後とも返納未済額の縮小に努めていく。

また、新たな債権の発生防止のため、研修会の開催や年3回の定期支払期（4月、8月、12月）に各市町村長に対して受給者ごとに受給資格の調査を依頼するなど発生防止に努めていく。

(8) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成19年度収入未済額

現年度分 16,402,078円

過年度分 42,066,775円

合 計 58,468,853円

・平成18年度収入未済額

現年度分 15,230,302円

過年度分 35,237,623円

合 計 50,467,925円

○児童保護費

・平成19年度収入未済額

現年度分 4,467,610円

過年度分 9,559,969円

合 計 14,027,579円

・平成18年度収入未済額



事業主のうち12事業主が未返還となったものである。督促状を発送後、文書や電話で催告するほか直接訪問して折衝し、平成19年度は4事業主1,571,065円の返還があり、8事業主2,571,390円が未返還となっている。1事業主が平成20年度中の返還を約束しているの、残る7事業主については、上記の補助金に係る損害賠償請求訴訟の提起後に民事訴訟法の支払督促手続を行うことで弁護士と協議している。

(11) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○県営住宅使用料

・平成19年度収入未済額	現年度分	58,020,060円
	過年度分	146,032,581円
	合 計	204,052,641円
・平成18年度収入未済額	現年度分	50,947,065円
	過年度分	146,822,780円
	合 計	197,769,845円

○県営住宅駐車場使用料

・平成19年度収入未済額	現年度分	5,175,500円
	過年度分	5,854,108円
	合 計	11,029,608円
・平成18年度収入未済額	現年度分	4,191,404円
	過年度分	5,426,485円
	合 計	9,617,889円

ロ 措置の内容

銀行口座引き落としの加入促進、文書・電話・面談・訪問等による納入催告、連帯保証人への請求、世帯の実情に応じた納入相談を行い、悪質滞納者に対しては、住宅明渡し等の訴訟提

起を行った。

滞納整理強化月間を設け、中期滞納者（滞納期間3ヶ月以上）に重点を置いた戸別訪問指導を実施し、納入促進と収入未済の発生予防に努めた。

又、新たな取組として、民間債権回収業者のノウハウを生かした債権回収を行うため、回収業務の民間委託を実施した。

(12) スポーツ健康課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、年度内に額の確定が行われず、概算払いの精算が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

宮城県自転車競技場運営管理費補助事業補助金において、3月31日に同補助事業の完了検査を行い、剰余金を県に返納させることにし、実績報告書も4月30日に提出されたが、年度内に補助金の額の確定、概算払いの精算が行われず、6月になってから処理した。

・件数 1件

・返納額 841,168円

ロ 措置の内容

各補助金の事務処理に係る年間スケジュールを作成するとともに、台帳を作成して処理状況を随時記載することにより課内でのチェック体制を強化し、事務処理の遅延がないように対応することとした。

また、補助金を始めとした事務処理の適切な実施について、課内の職員に改めて周知を図った。

(13) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金、その延滞金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○放置違反金

・平成19年度収入未済額	現年度分	26,395,000円
	過年度分	11,578,226円
	合 計	37,973,226円

# 宮 城 県 公 安 委 員 会 規 則

○宮城県公安委員会規則第10号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月16日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号を次のように改める。

③ 傘をさし、携帯電話で通話又は操作をし、物を持ち又はハンドルに掛けるなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。

第14条に次の2号を加える。

(1) 高音量でカーラジオ、カーナビ等を聞き、ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。

(2) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が道路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第29条第3項ただし書を削る。

## 附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。ただし、第29条第3項ただし書を削る改正規定は、平成21年1月4日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第223号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成20年12月16日

<p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 18,422,000円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 18,422,000円</p> <p>○放置違反金延滞金</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 239,000円</p> <p>過年度分 31,100円</p> <p>合 計 270,400円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 50,900円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 50,900円</p> <p>○損害賠償金</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <p>現年度分 571,200円</p> <p>過年度分 10,983,150円</p> <p>合 計 11,554,350円</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 626,800円</p> <p>過年度分 10,471,350円</p> <p>合 計 11,098,150円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>放置違反金、放置違反金延滞金及び損害賠償金の収入未済については、滞納者に対して迅速に文書や電話による催告を行い、自主納付を促すとともに、催告に応じない悪質滞納者に対しては預貯金差押えの法的措置を講じている。</p> <p>また、一括納入が困難な債務者に対しては分割納入の指導を行い、さらに、所在不明者についてもしきほき、住所地や親類宅を確認するなどの追跡調査を行い、収入未済の縮減に努めている。</p> <p>平成20年4月には、収入未済件数・金額がともに増加した放置違反金対策として、専従する職員を2名増員し、体制強化を図り更なる収入未済の解消を進めている。</p>	
--	--

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員又は教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車二輪車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者		
新たに普通自動車第二種免許及び大型、中型自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成19、20年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成21年1月19日から 平成21年4月30日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成20年12月16日（火）から平成21年1月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間  
平成20年12月16日（火）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで  
イ 配布場所  
宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。  
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）